

# 請 願 文 書 表

平成27年3月盛岡市議会定例会 (平成27年3月13日)

受理 番号	受理年月日	請 願 の 要 旨	提出者及び紹介議員	付 託 委員会
1	H27. 3. 9	盛岡市議会議場に国旗及び市旗の掲揚を求める請願	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em; margin-bottom: 5px;"></div> 砂 田 正 義 (紹介議員) 村 田 芳 三 兼 平 孝 信 守 谷 祐 志	議 会 運 営 委 員 会
2	H27. 3. 9	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em; margin-bottom: 5px;"></div> 岩手県国家公務関連労働組合共闘 会議 議長 岩 崎 保 (紹介議員) 鈴 木 礼 子	総 務 常 任 委 員 会
3	H27. 3. 9	農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em; margin-bottom: 5px;"></div> 岩手県農業協同組合労働組合 中央執行委員長 齋 藤 禎 弘 (紹介議員) 鈴 木 礼 子 守 谷 祐 志	産 業 環 境 常 任 委 員 会
4	H27. 3. 9	ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正を求める請願	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em; margin-bottom: 5px;"></div> 会長 伊 藤 宣 夫 (紹介議員) 鈴 木 礼 子 守 谷 祐 志	総 務 常 任 委 員 会

平成27年 3月 9日

盛岡市議会  
議長 金沢 陽介様

## 盛岡市議会議場に国旗及び市旗 の掲揚を求める請願

請願者

住所

氏名 砂田 正義



紹介議員氏名

村田 芳三

兼平 孝信

守谷 祐志

請願第 | 号



## 【請願の趣旨】

日本国および岩手県の県都である盛岡市の平和と発展を祈念すべき議場の環境を整備していただくとともに、盛岡市民が日本国ならびに盛岡市の将来に自信と誇りを持つことができる拠り所となれるように、盛岡市議会議場に「国旗」および「市旗」を並び掲揚していただきたい。

## 【請願の理由】

平成 11 年 8 月 13 日に施行された「国旗および国歌に関する法律」により、それまで慣習法として定着していた「日章旗」が改めて日本国の国旗であると定められた。

実際、上記法律制定以降、岩手県議会議場はもとより、日本国のすべての都道府県議会議場に国旗は掲揚されており、県庁所在地を始め、多くの市町村議会議場においても国旗の掲揚がなされている。

国旗は、国家の主権と独立を内外に表明するものであり、国家国民の統合を象徴するものとして国際社会で認知されている。

一方、市旗は盛岡市を象徴するものとして、昭和 43 年 11 月 3 日に制定され、以来多くの盛岡市主催行事には掲揚され、広く盛岡市民に愛され定着している。

これら国旗および市旗に対して敬意を表すことは、日本国民として、また盛岡市民としての自覚と一体感の醸成に繋がる事が期待され、盛岡市議会議場にこれら国旗および市旗を並び掲揚することは、市民の代表である議員各位が日本国および盛岡市の一員として誇りを持って盛岡市の発展、福祉向上のために邁進するための源にもなる。

よって、日本国憲法、地方自治法に基づき置かれた盛岡市議会も、岩手国体を間近に控えたこの時期に、議場に国旗および市旗を並び掲揚することが重要と考える。

## 【請願事項】

盛岡市議会の議場に国旗および市旗を並び掲揚することを求める。

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願

紹介議員

印

鈴木礼子



請願第 2 号



2015年3月9日

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める  
請願書

盛岡市議会議長 金沢陽介 殿

岩手県国家公務関連労働組合共闘会議

議長 岩崎 保

【請願趣旨】

東日本大震災や連年の台風などにより、全国各地で大きな被害が発生しているなか、公務労働者は国・地方を分かつず、復旧・復興に向けて全力でとりにくんでいます。国の機関ではこれらの活動にあたり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を発揮しています。仮に国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたなら、迅速な復旧などのとりにくみは極めて困難であったと考えられます。そうした復旧・復興の活動は報道でも取り上げられ、公務・公共サービスの重要性や「構造改革」路線の問題点が指摘されるとともに、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が重要であることがあらためて明らかになりました。

その一方で、現在の都道府県制度をなくし、社会福祉と社会保障、公共施設の維持管理などを道州に丸投げする「道州制」導入の議論が活発化しています。

これに対して、全国町村会が道州制反対決議を採択したことをはじめ、地方6団体からは反対や懸念、さまざまな疑問が示されてきました。にもかかわらず、現政権は、道州制を「究極の構造改革」と位置づける財界の要望にも応えて、「道州制推進基本法」の早期成立をねらっています。道州制は、国が本来果たすべき国民への責任を後退させるもので、生存権や教育権など、憲法が定める基本的人権を踏みとじるものにほかなりません。公務・公共サービスや教育の後退にもつながるばかりか、「この国のかたち」を根本的に変えるという極めて重大な問題を持っています。大都市でも農山村でも、国民が全国のどこに住んでいても憲法にもとづく健康で文化的な生活が営めるように公務・公共サービスを拡充することが求められます。

さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けています。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視されるなど生活への不安は増すばかりとなっています。こうしたなかで、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が不可欠です。

つきましては、以下の項目について、国に対して要請していただくようお願いいたします。

【請願項目】

- 1、 国の責任を放棄する道州制は導入しないでください。国は、憲法が定める生存権や教育権などナショナルミニマムを保障し、国民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるように必要な役割を発揮してください。
- 2、 国と地方自治体が協力して国民の安全・安心を確保するため、国の出先機関を存続・充実させてください。

以上

2015年3月9日

盛岡市議会 議長

金沢 陽介 様

農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願

請願団体 岩手県農業協同組合労働組合

代表者 中央執行委員長 齋藤 禎弘

住所

紹介議員

鈴木 礼子  
守谷 祐志

請願第 3 号



### 【請願の趣旨】

政府は今国会に農業改革に関する法案を提案しようとしています。

「規制改革会議」の答申を受けて進められている、「農業改革」の名による農協・農業委員会改革は、地域農業や農協のあり方にとどまらず、国民の食料や地域の将来、そして協同組合そのもののあり方に関わる重大な問題です。

今回提起されている「農業改革」は、安倍首相の「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国にする」という成長戦略の一環として、これまで競争原理がなじまないとされてきた医療・健康分野と並んで、農業を企業の自由競争の場に開放する政策の一環として進められているもので、その障害となる農地法や農協、農業委員会を「岩盤規制」と称して、事実上の解体をめざすものになっています。

今回の「農業改革」が進められるならば、家族農業経営が追い出され、地域農業と地域の暮らし、そして協同組合を破壊することになってしまいます。ICA（国際協同組合同盟）も、協同組合原則を侵害するものとして厳しく批判しています。

私たちは、安全・安心な食料を生産する家族農業経営を育て、食料自給率を向上させる政策、そして地域農業と家族農業経営、地域の暮らしを支える農協を発展させてこそ、地域と地域経済を活性化する道だと考えます。

以上の趣旨から、下記事項の実現を請願します。

### 【請願事項】

- 1、農政改革にあたっては、国連も推奨している家族農業経営を育てることを旨とし、食料自給率の向上をめざすものとする。一般企業の農地取得に道を開く農地法改定や農業委員会の公選制などの廃止を止めること。
- 2、協同組合である農協のあり方は、農協自身の改革を尊重し、法的な措置による強制は止めること。
- 3、以上の政策を実現するため、貴議会として「意見書」を採択し、地方自治法第99条に基づき、政府関係機関に送付すること。

以上

盛岡市議会議員

平成27年3月9日

金沢陽介 様

請願者

岩手県原爆被害者団体協議会

会長 伊藤 宜夫

請願第 7 号

<連絡先>

紹介議員

鈴木 礼子  
守谷 君志

ふたたび被爆者をつくらないために

「現行法」(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正を求める請願

【請願の趣旨と理由】

私たちは、70年前広島、長崎で原子爆弾の被害にあった岩手県に在住する被爆者です。日頃より、原爆被害者に対する援護につきまして、多大のご配慮を賜っておりますことに、心から御礼を申し上げます。

今年が広島・長崎の被爆から70年になります。人類がつくり出したもっとも残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた私たちは、今日まで、自らの命を削る思いで被爆体験を語り、核兵器による犠牲が二度と生れないことを強く願って運動を続けてきました。この地球上から核兵器をなくすことは、私たち被爆者の悲願です。この願いはいまだ実現していません。そればかりか、東京電力福島第一原子力発電所事故によって新たな被爆者がつくられ、多くの命が危険にさらされています。残念でなりません。

私たちは、日本国民が安全に、安心して生きていけるためにも、貴議会が、現行法(平成五年制定)を改正し、原爆被害に対して国が償いをするをを求める決議を採択し、政府(総理大臣)及び国会(衆参両院議長)にその意見書を提出くださるようお願いするものです。

広島・長崎の被爆者は、原爆による熱線、爆風、放射線で殺され、傷つけられました。かろうじて生き延びた人々も、街中に飛び散る放射線を浴びました。多くの被爆者が無一文になり貧困のどん底に落とされました。そして、今日まで、いのち、からだ、こころ、くらしに被害を受けつづけています。

しかし、現行法は、原爆被害を償う法律、国民の命を守る法律にはなっていません。

現行法の問題の第1は、原爆被害を放射線被害、それも初期放射線の被害に限定していることです。残留放射線、内部被曝を無視していることです。このような法律では、原爆被爆者だけでなく、原発事故等による被爆者も救われません。

その2は、被害に対する償いではなく、高齢化した被爆者に対する援護の法律になっていることです。

その3は、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」と表現して、遠い未来の課題としていることです。世界の世論は「核なき世界」に向けて大きく前進しています。唯一の被爆国としてすみやかな核兵器廃絶を謳うべきです。

その4は、戦争被害受忍の立場に立った法律ということです。日本国民は戦争による命、身体、財産の被害は我慢しなければならないとしていることです。

私たち被爆者が求めている原爆被害に対する国の償いとは、原爆被害を起こした責任を明らかにして謝罪すること、原爆によって破壊された、いのち、からだ、こころ、くらしを償うこと、ふたたび被爆者をつくらない証を明らかにすることです。

貴議会が、「現行法」を改正するため下記の内容を含む意見書を採択下さるようお願いいたします。

記

- 一、再び被爆者をつくらないとの決意を含め、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明示すること。
- 二、原爆死没者に償いをする。
- 三、すべての被爆者に償いをする。

盛岡市  
議会事務局  
27.3.9  
議第179号